

ウェブ会議を利用した定款認証手続きの流れ

1 定款の作成・事前チェック

定款を作成して、公証役場にメール送信し、事前チェックを受けてください。



- ※ 日本公証人連合会は、定款の作成を支援するツールを無料公開しています。
- また、東京都・福岡県の公証役場では、ツールを利用した場合に48時間以内に認証手続きを完了させる試行を行っています。詳細は、日本公証人連合会HP（下部参照）をご覧ください。

2 正式申請

2-1 事前チェックを終えたら、オンライン申請システムで正式に申請してください。

- ※ 委任状を紙で作成した場合には、委任状と印鑑登録証明書（発行後3か月以内）を公証役場に郵送してください。
- ※ オンライン申請をしない紙定款の場合には、ウェブ会議のご利用はできません。

2-2 公証役場と面前審査の日程調整をしてください。



2-3 面前審査までに、手数料をお支払いください。

- ※ クレジットカード払い又はインターネットバンキングをご利用いただけます。
- ※ 手数料の額は、資本金の額に応じて3～5万円になります（2022.1.1～引下げ）。



2-4 公証役場から、ウェブ会議に接続するためのURLをメール送信します。

3 ウェブ会議での面前審査

予約した日時に、公証役場からメール送信したウェブ会議接続用のURL（2-4参照）をクリックし、公証人による面前審査を受けてください。



- ※ 面前審査の際、身分証明書を確認しますので、お手元にご準備ください。
- ※ ウェブ会議には、FacePeer社の提供するFaceHubを利用します。パソコン、スマートフォン、タブレットに対応しており、以下のウェブブラウザから接続することができます。なお、FaceHub専用アプリのインストールは不要です。

【パソコン】Windowsの場合 → Google Chrome、Firefox、Microsoft Edge

Macの場合 → Google Chrome、Firefox、Safari

【スマートフォン、タブレット】Androidの場合 → Google Chrome

iOS、iPadOSの場合 → Safari

4 認証完了

認証済み定款データを受領してください。

- ※ オンライン申請システム又はメールのいずれかお好きな方法で受領できます。ご希望の方法を公証役場にお申し付けください。



- 定款認証手続きの詳細については、日本公証人連合会HPをご覧ください。

<https://www.koshonin.gr.jp/>



- ウェブ会議の利用に関する公証役場の対応について、不適切な事案やご意見がありましたら、以下のウェブフォームからお知らせください。

<https://forms.gle/SwKWhBvcLWzMcnda6>

